

# ほんわか



## 毎日きれいにさせていただき、ありがとうございます！

皆野町役場で、清掃作業をされているかたの姿を見かけたことはありませんか。

この清掃をしてくださっているのは、「長瀬ぼっぼ」の皆さんです。

町民の皆さんからは「誰が来てくれているのかしらね」「毎日頑張ってるよね」などの言葉を耳にします。

ぼっぼの皆さんは、役場を訪れる方が、気持ちよく利用できるように、心を込めて清掃作業をしてくださっています。

「支え合い、生活し合う、この社会」

役場で見かけたら、声をかけてくださいね。

# 誰もが安心して暮らせる 福祉のまちづくり

## 令和2年度 社協事業計画・予算

### 事業計画 主なもの

#### 会務の運営

- ①理事会
- ②評議員会
- ③定時評議員会
- ④評議員選任・解任委員会
- ⑤監査会

#### 高齢者福祉事業

- ①高齢者健康づくり支援事業
- ②ひとり暮らし高齢者ほんわか交流会
- ③地域サロン活動の支援

#### 障がい者福祉事業

- ①県スポーツ大会参加

#### 低所得者福祉事業

- ①生活困窮者に対する相談事業  
(生活困窮者自立支援事業、  
彩の国あんしんセーフティネット  
ト事業)
- ②行路者旅費支給

#### 戦没者遺族福祉事業

- ①護国神社例大祭参列
- ②靖国神社参拝事業
- ③県戦没者追悼式参列

#### 福祉援護対策事業

- ①介護保険法に基づく居宅サービス  
(訪問介護・介護予防事  
業)
- ②障害者総合支援法に基づく居  
宅介護サービス事業
- ③障害児(者)移動支援事業
- ④福祉有償運送サービス事業
- ⑤難病患者通院旅費助成事業
- ⑥介護者手当支給事業
- ⑦車いす等福祉機器貸出事業
- ⑧日常生活自立支援事業



#### 地域福祉啓発事業

- ①社会福祉大会(表彰式典等)  
開催
- ②社協だより「ほんわか」の発  
行(年4回)
- ③ホームページの充実

#### ボランティア普及事業

- ①ボランティアセンター事業
- ②ボランティア講座の開催
- ③夏のボランティア体験事業
- ④小、中学校、高校ボランティ  
ア事業への支援、連携
- ④エコキャップ、古切手等の受  
付
- ⑤ひとり暮らし高齢者への福祉  
メール作成



#### 共同募金配分金事業

- ①在宅介護者のつどい事業
- ②暮らしに活かす介護教室

#### 日本赤十字社事業

- ③ひとり暮らし高齢者給食サー  
ビス
- ④ひとり暮らし高齢者近隣見守  
り活動
- ⑤ひとり暮らし高齢者家庭防火  
訪問
- ⑥住みよい地域づくり事業への  
助成

#### 相談所事業

- ①活動資金募集及び募金運動
- ②被災世帯への物資の提供
- ③義援金の募集

#### 資金貸付事業

- ①心配ごと相談所開設(年6回)
- ①福祉資金貸付事業(町社協)
- ②生活福祉資金貸付事業  
(県社協)

#### その他の福祉事業

- ①福祉団体育成事業
- ②団体事業(長生クラブ連合会  
・身体障害者福祉会・遺族会  
・赤十字奉仕団)
- ③被災者見舞金支給

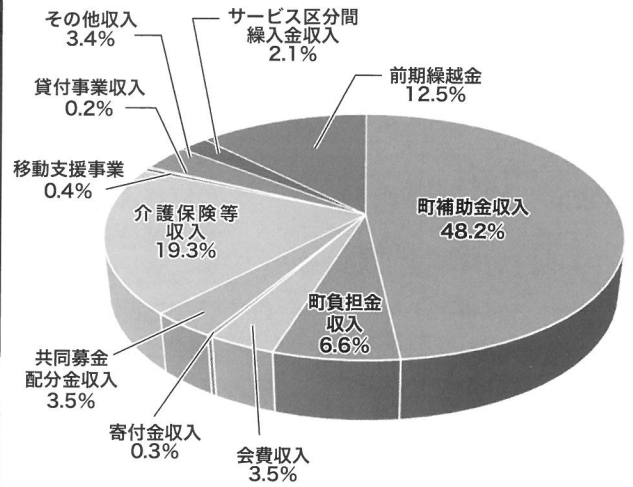
# 令和2年度 皆野町社会福祉協議会予算

単位：千円

収入

町補助金収入	25,300
町負担金収入	3,467
会費収入	1,849
寄付金収入	150
共同募金配分金収入	1,820
介護保険等収入	10,118
移動支援事業	219
貸付事業収入	100
その他収入	1,798
サービス区分間繰入金収入	1,102
前期繰越金	6,588
合計	52,511

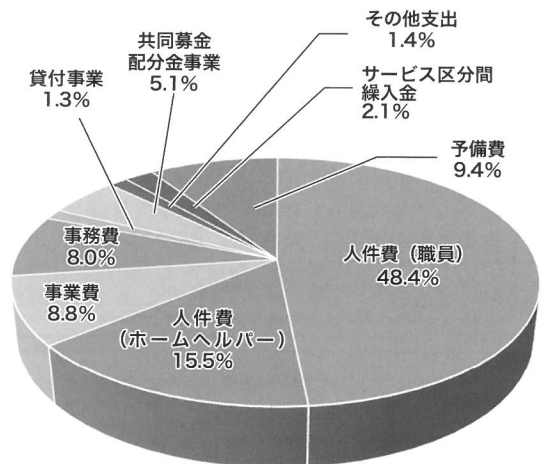
収入



支出

人件費（職員）	25,409
人件費（ホームヘルパー）	8,150
事業費	4,614
事務費	4,209
貸付事業	699
共同募金配分金事業	2,672
その他支出	724
サービス区分間繰入金支出	1,102
予備費	4,932
合計	52,511

支出



単位：千円

サービス区分収支予算内訳

	収入	支出	前期繰越金
本部（法人運営部門）	31,449	34,827	3,378
ボランティアセンター事業	554	554	0
共同募金配分金事業	2,672	2,672	0
あいみ福祉資金	101	761	660
福祉サービス利用援助事業	713	713	0
訪問介護事業	10,344	12,894	2,550
計	45,833	52,421	6,588

## 心配ごと相談所開設日

開設日
奇数月 第4金曜日 令和2年度から奇数月（年6回）に変更になりました。 ※7月は第5金曜日開催。
開設場所
皆野総合センター
開設時間
午後1時30分～午後3時

秘密は守られ、費用も無料です。  
お気軽にご相談ください。

## ～ご寄附ありがとうございました～

地域福祉事業に役立たせていただきます。

令和2年4月1日～4月30日

（敬称略）

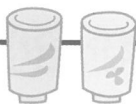
皆野第5長生クラブ 3,568円



## ヘルパーさん募集中!

仕事	訪問介護（身体介護、生活支援）
資格	経験・年齢不問（ヘルパー2級以上）
時給	生活支援1,020円 身体介護1,420円
時間	ご希望の時間（要相談）
休日	土日定休
応募	1日1件程度でもかまいません。 まずはお気軽にお電話ください。

# 今月のお元気さん。



No.16 皆野第7長生クラブ  
小笠原道子さん

Q：好きな時間はどんな時ですか。  
A：グラウンドゴルフの休憩時間に、お煎餅やお饅頭を食べながら話をしたりね。みんなでたわいもない話だよ。若い人が「何？」っていう話だよ（笑）若いころから婦人会や暮らしの会、赤十字奉仕団に入って、色々楽しませてもらった。  
Q：いつも明るい小笠原さん、健康の秘訣は。

A：長い人生色々あるし、悩みもあるんだよ。でも、落ち込んだりするの嫌いなんだよ。どんなことがあっても暗い顔をしたり愚痴ったりするのは好きじゃないんだよ。

Q：思い出の出来事ありますか。

A：新潟の宝徳稲荷！大きいよあ、あんた！行くとね、ご飯が美味しいの！田中角栄の計画前だから昔は新潟まで2日かかりだよ、峠を越えてねえ。京都に行った時も瀬戸内寂聴先生と写真を撮ってもらった事があってね、私2回撮ってもらったの！後のお客さんは引っ込んでしまったから、私はラッキーだよ。

昭和一桁の生まれなんだよ〜と、恥ずかしそうにインタビューに答えてくれました。それぞれの時代を生きてこられた御年90歳女性のたくましさを感じました。歌が好きで、人が好き。みんなのおかげで、楽しい人生送ってるよ、と繰り返し話された小笠原さん。これからお体を大事にみんなを楽しませてくださいわ。

## 皆さまからの温かいご支援 ありがとうございます。



『東日本大震災義援金』  
義援金 9,897,020円

『平成28年熊本地震災害義援金』  
義援金 2,302,146円

『平成29年7月5日からの  
大雨災害義援金』  
義援金 34,715円

『平成30年7月豪雨災害義援金』  
義援金 309,429円

『平成30年北海道胆振東部地震  
災害義援金』  
義援金 120,089円

『台風15号千葉災害義援金』  
義援金 29,599円

『令和元年度台風19号災害義援金』  
義援金 189,864円

(令和2年3月31日現在)

## 公的貸付の活用もご検討ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、仕事に行けないなどの理由で収入が減少になったかたのために、社会福祉協議会では通常の条件を一部改正し、生活費等の貸付を行っています。申込期間は令和2年7月までです。

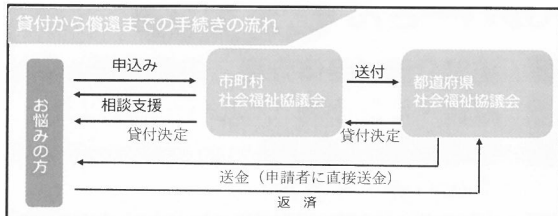
新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

### 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々（個人事業主の方も含まれます。）に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問合せ先へお願いします。



※貸付決定し、貸付金送金後、据置期間を経て返済が始まりますので、返済期限内にご返済ください。

お問合せ先 社会福祉法人皆野町社会福祉協議会

電話：0494-62-4615 F A X：0494-63-1577

住所：秩父郡皆野町大字大淵103番地1 老人福祉センター長生荘内

受付時間：（月～金曜日 8:30～17:00）

※申請窓口は埼玉県社会福祉協議会になります

### 主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

- 対象者
  - ・新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
  - ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
  - ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。
- 貸付上限額
  - ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
  - ・その他の場合、10万円以内
  - ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。
- 据置期間
  - ・1年以内
  - ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。
- 償還期限
  - ・2年以内
  - ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。
- 貸付利子・保証人
  - ・無利子・不要
- 申込先
  - ・市町村社会福祉協議会

### 主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

- 対象者
  - ・新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困難し、日常生活の維持が困難となっている世帯
  - ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- 貸付上限額
  - ・（二人以上）月20万円以内
  - ・（単身）月15万円以内
  - 貸付期間：原則3月以内  
最長12月以内
  - ※ 二人以上世帯の場合、最大で240万円の貸付を受けられます。
- 据置期間
  - ・1年以内
  - ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。
- 償還期限
  - ・10年以内
- 貸付利子・保証人
  - ・無利子・不要
  - ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。
- 申込先
  - ・市町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。